



様式第二号（第四条の三関係）

## 一般廃棄物処理施設設置許可証

**コピー不可**

この許可証写しは、情報開示の一環としてホームページに掲載したもので、廃棄物処理法施行規則第8条の4(委託契約に添付すべき書類)には該当しません。  
また、この許可証写しを利用した営業活動等を禁じます。  
株式会社リーテム

15環廃一第1118号

平成16年 4月 1日

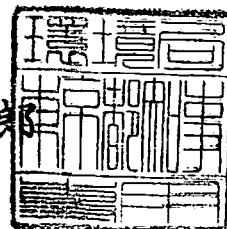
住 所 東京都千代田区外神田三丁目6番10号

氏 名 株式会社リーテム 代表取締役 中島 賢一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

東京都知事

石原慎太郎



許可の年月日	平成16年 4月 1日 許可番号 一施第 39号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類	ごみ処理施設（破碎・選別施設） 普通ごみ (鉄系複合材及び木製品、電子電気機器・情報通信機器等)
設置場所	東京都大田区城南島三丁目1番9
処理能力	864t/日 (24時間稼動)
許可の条件	
留意事項	1. 施設の設置（変更）にあたっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。